

## 広島県医療人材確保・職場環境改善等事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、医療施設等の人材確保が喫緊の課題となっている中で、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善を図るため、「令和6年度医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について（令和7年2月12日付け医政発0212第5号厚生労働省医政局長通知）」及び「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について（令和7年4月1日付け医政発0401第5号厚生労働省医政局長通知）」の別紙「医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」中「1. 生産性向上・職場環境整備等支援事業」に基づき、広島県医療人材確保・職場環境改善等事業補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (事業の対象等)

第2条 この補助金の対象となる施設、基準額は、別表に定めるとおりとする。

### (交付額の算定方法)

第3条 別表に定める算定基準に基づき算出された額と事業に要した額を比較して少ない額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第4条 規則第3条の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号又は様式第2号のとおりとし、補助金の交付を受けようとするときは、申請書に係る書類を添えて知事に提出するものとし、その提出期限は知事が別に定めるものとする。

2 交付申請日時点で補助事業が完了している場合の申請は様式第1号とし、規則第12条に規定する実績報告を兼ねるものとする。

### (交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上（民間団体にあつては 30 万円）の機械、器具及びその他の財産については、施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、様式第 4 号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。また、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (8) この補助金の交付を受けた医療施設等は、厚生労働省が行う、この補助金に関する調査等への協力の求めがあつた場合に応じなければならない。

#### （交付の方法）

第 6 条 この補助金の交付は、精算払とする。ただし、規則第 16 条の規定により知事が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。

2 第 4 条の規定により、様式第 2 号の申請書の提出があつたときは、概算払とする。

#### （実績報告）

第 7 条 第 4 条の規定による様式第 1 号の提出があつた場合は、規則第 12 条による実績報告と兼ねるものとする。

2 第 4 条の規定による様式第 2 号の提出があつた場合は、規則第 12 条の規定により、様式第 3 号による報告書に關係書類を添えて、事業の完了の日から起算して 1 か月を経過した日（第 5 条(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 か月を経過した日）又は補助金の交付の決定があつた日の属する県の会計年度の翌会計年度の 4 月 10 日のいずれか早い日とする。

(補助金の返還)

第8条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(暴力団排除)

第9条 広島県暴力団排除条例第6条(平成22年広島県条例第37号)の規定に基づき、第5条に規定する申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第2号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者又は役員のうち第2号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(警察本部への確認)

第10条 知事は、必要に応じ補助金の交付を申請した者が、前条各号の該当の有無を県警察本部長に照会することができるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第11条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末尾までとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月17日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表

	区分	要件	
補助対象施設	1 病院又は診療所 (医科・歯科)	令和7年3月31日時点で、以下のいずれかのベースアップ評価料を届け出ていること <ul style="list-style-type: none"> <li>・0100 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)</li> <li>・P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)</li> <li>・0102 入院ベースアップ評価料 (医科)</li> <li>・P102 入院ベースアップ評価料 (歯科)</li> <li>・訪問看護ベースアップ評価料 (I)</li> </ul>	
	2 訪問看護ステーション	令和7年3月31日時点で、以下のベースアップ評価料を届け出ていること <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護ベースアップ評価料 (I)</li> </ul>	
	区分	細区分	基準額
算定基準額	1 病院又は診療所 (医科・歯科)	病院・有床診療所 (5床以上)	40,000 円/床
		有床診療所 (4床以下)	180,000 円/施設
		無床診療所	180,000 円/施設
	2 訪問看護ステーション		180,000 円/施設

※病床数は申請時の許可病床数とする

様式第1号（病院・有床診療所）

広島県知事 様

申請日

令和7年 月 日

保健医療機関コード:

保険医療機関名:

【申請者】

郵便番号:

住所:

事業者名:

代表者職氏名:

広島県医療人材確保・職場環境改善等事業補助金交付申請書兼実績報告書

広島県医療人材確保・職場環境改善等事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり補助金の交付の申請及び実績を報告します。

【申請及び実績額】（1と2を比較して少ない方の額）

1 基準額  ×  =

2 生産性向上・職場環境整備等に要する額

【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

- 令和7年3月31日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。

【生産性向上・職場環境整備等の実施内容】

- ①タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

	設備名	①に要する額
導入設備		
合計		0円

- ②医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア

- ③処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

数値チェック

- この申請書の記載内容を証明する資料を、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間、適切に保管することを誓約します。

- 申請者、代表者又は役員に暴力団員に該当する者はおりません。

【振込口座情報】 ※申請者名義のものでない場合は、委任状の提出が必要です。  
※振込口座情報が確認できる銀行口座の写し（通帳の見開き1、2ページ）を添付してください。

金融機関名	
金融機関コード(4桁)	
支店名	
支店コード(3桁)	
口座種別	※ドロップダウンリストから選択してください。
口座番号(7桁)	
口座名義	
口座名義(フリガナ)	

事務担当者名:

電話番号:

メールアドレス

(別紙) (病院・有床診療所)

保険医療機関名

チェック欄に「✓」を付すこと。(複数選択可)

項目	チェック
0100 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>
P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>
0102 入院ベースアップ評価料 (医科)	<input type="checkbox"/>
P102 入院ベースアップ評価料 (歯科)	<input type="checkbox"/>
訪問看護ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>

広島県知事 様

申請日

令和7年 月 日

保健医療機関コード：

保険医療機関名：

【申請者】

郵便番号：

住所：

事業者名：

代表者職氏名：

## 広島県医療人材確保・職場環境改善等事業補助金交付申請書兼実績報告書

広島県医療人材確保・職場環境改善等事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり補助金の交付の申請及び実績を報告します。

【申請及び実績額】（1と2を比較して少ない方の額） 1 基準額 2 生産性向上・職場環境整備等に要する額 

【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

- 令和7年3月31日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。

【生産性向上・職場環境整備等の実施内容及び申請額】

- ①タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

	設備名	①に要する申請額
導入設備		
	合計	0円

- ②医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア

②に要する申請額	0円
----------	----

- ③処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

③に要する申請額	0円
----------	----

①+②+③	0円
-------	----

数値チェック

×

- この申請書の記載内容を証明する資料を、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間、適切に保管することを誓約します。

- 申請者、代表者又は役員に暴力団員に該当する者はありません。

【振込口座情報】 ※申請者名義のものでない場合は、委任状の提出が必要です。  
※振込口座情報が確認できる銀行口座の写し（通帳の見開き1、2ページ）を添付してください。

金融機関名	
金融機関コード(4桁)	
支店名	
支店コード(3桁)	
口座種別	※ドロップダウンリストから選択してください。
口座番号(7桁)	
口座名義	
口座名義(フリガナ)	

事務担当者名：

電話番号：

メールアドレス

(別紙) (無床診療所・訪問看護事業所)

保険医療機関名

チェック欄に「✓」を付すこと。(複数選択可)

項目	チェック
0100 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	□
P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	□
訪問看護ベースアップ評価料 (I)	□

広島県知事 様

申請日

令和7年 月 日

保健医療機関コード:

保険医療機関名:

【申請者】

郵便番号:

住所:

事業者名:

代表者職氏名:

広島県医療人材確保・職場環境改善等事業補助金交付申請書

広島県医療人材確保・職場環境改善等事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

【申請額】（1と2を比較して少ない方の額） 0円

1 基準額 

病床数
-----

 × 

給付額
40,000円

 = 

基準額
0円

2 生産性向上・職場環境整備等に要する額 0円

【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

- 令和7年3月31日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。

【生産性向上・職場環境整備等の実施内容】

- ①タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

	設備名	①に要する額
導入設備		
合計		0円

- ②医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア

②に要する額	0円
--------	----

- ③処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

③に要する額	0円
--------	----

①+②+③	0円
-------	----

数値チェック

- この申請書の記載内容を証明する資料を、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間、適切に保管することを誓約します。

- 申請者、代表者又は役員に暴力団員に該当する者はおりません。

【振込口座情報】 ※申請者名義のものでない場合は、委任状の提出が必要です。  
※振込口座情報が確認できる銀行口座の写し（通帳の見開き1、2ページ）を添付してください。

金融機関名	
金融機関コード(4桁)	
支店名	
支店コード(3桁)	
口座種別	※ドロップダウンリストから選択してください。
口座番号(7桁)	
口座名義	
口座名義(フリガナ)	

事務担当者名:

電話番号:

メールアドレス

(別紙) (病院・有床診療所)

保険医療機関名

チェック欄に「✓」を付すこと。(複数選択可)

項目	チェック
0100 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>
P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>
0102 入院ベースアップ評価料 (医科)	<input type="checkbox"/>
P102 入院ベースアップ評価料 (歯科)	<input type="checkbox"/>
訪問看護ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>

広島県知事 様

申請日

令和7年 月 日

保健医療機関コード：

保険医療機関名：

【申請者】

郵便番号：

住所：

事業者名：

代表者職氏名：

## 広島県医療人材確保・職場環境改善等事業補助金交付申請書

広島県医療人材確保・職場環境改善等事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

【申請額】（1と2を比較して少ない方の額） 1 基準額 2 生産性向上・職場環境整備等に要する額 

【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

- 令和7年3月31日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。

【生産性向上・職場環境整備等の実施内容及び申請額】

- ①タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

	設備名	①に要する申請額
導入設備		
	合計	0円

- ②医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア

②に要する申請額	0円
----------	----

- ③処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

③に要する申請額	0円
----------	----

①+②+③	0円
-------	----

数値チェック

×

- この申請書の記載内容を証明する資料を、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間、適切に保管することを誓約します。

- 申請者、代表者又は役員に暴力団員に該当する者はありません。

【振込口座情報】 ※申請者名義のものでない場合は、委任状の提出が必要です。  
※振込口座情報が確認できる銀行口座の写し（通帳の見開き1、2ページ）を添付してください。

金融機関名	
金融機関コード(4桁)	
支店名	
支店コード(3桁)	
口座種別	※ドロップダウンリストから選択してください。
口座番号(7桁)	
口座名義	
口座名義(フリガナ)	

事務担当者名：

電話番号：

メールアドレス

(別紙) (無床診療所・訪問看護事業所)

保険医療機関名

チェック欄に「✓」を付すこと。(複数選択可)

項目	チェック
0100 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	□
P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	□
訪問看護ベースアップ評価料 (I)	□

保健医療機関コード：

保険医療機関名：

【申請者】

郵便番号：

住所：

事業者名：

代表者職氏名：

広島県医療人材確保・職場環境改善等事業補助金実績報告書

広島県医療人材確保・職場環境改善等事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の実績額を報告します。

【交付決定額】

【実績額】

【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

- 令和7年3月31日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出た。

【生産性向上・職場環境整備等の実施内容及び支出額】

- ①タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

	設備名	①に要する支出額
導入設備		
合計		0円

- ②医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア

②に要する支出額

- ③処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

③に要する支出額

①+②+③

数値チェック ○

- この申請書の記載内容を証明する資料を、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間、適切に保管することを誓約します。

- 申請者、代表者又は役員に暴力団員に該当する者はありません。

事務担当者名：

電話番号：

メールアドレス

(別紙) (病院・有床診療所)

保険医療機関名

チェック欄に「✓」を付すこと。(複数選択可)

項目	チェック
0100 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>
P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>
0102 入院ベースアップ評価料 (医科)	<input type="checkbox"/>
P102 入院ベースアップ評価料 (歯科)	<input type="checkbox"/>
訪問看護ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>

保健医療機関コード：

保険医療機関名：

【申請者】

郵便番号：

住所：

事業者名：

代表者職氏名：

広島県医療人材確保・職場環境改善等事業補助金実績報告書

広島県医療人材確保・職場環境改善等事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の実績額を報告します。

【交付決定額】

【実績額】

【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

- 令和7年3月31日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出た。

【生産性向上・職場環境整備等の実施内容及び支出額】

- ①タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

	設備名	①に要する支出額
導入設備		
合計		0円

- ②医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア

②に要する支出額

- ③処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

③に要する支出額

①+②+③

数値チェック

- この申請書の記載内容を証明する資料を、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間、適切に保管することを誓約します。

- 申請者、代表者又は役員に暴力団員に該当する者はありません。

事務担当者名：

電話番号：

メールアドレス

(別紙) (無床診療所・訪問看護事業所)

保険医療機関名

チェック欄に「✓」を付すこと。(複数選択可)

項目	チェック
0100 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	□
P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	□
訪問看護ベースアップ評価料 (I)	□

広島県知事様

住 所  
事業者名  
代表者職氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた広島県医療人材確保・職場環境改善等事業補助金について、次のとおり報告します。

- 1 広島県補助金等交付規則第13条に基づく額の確定額  
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
(要県費補助金返還額相当)  
金 円
- 3 添付書類  
(1) 2の金額の積算の内訳を記載した書類  
(2) その他参考となる資料